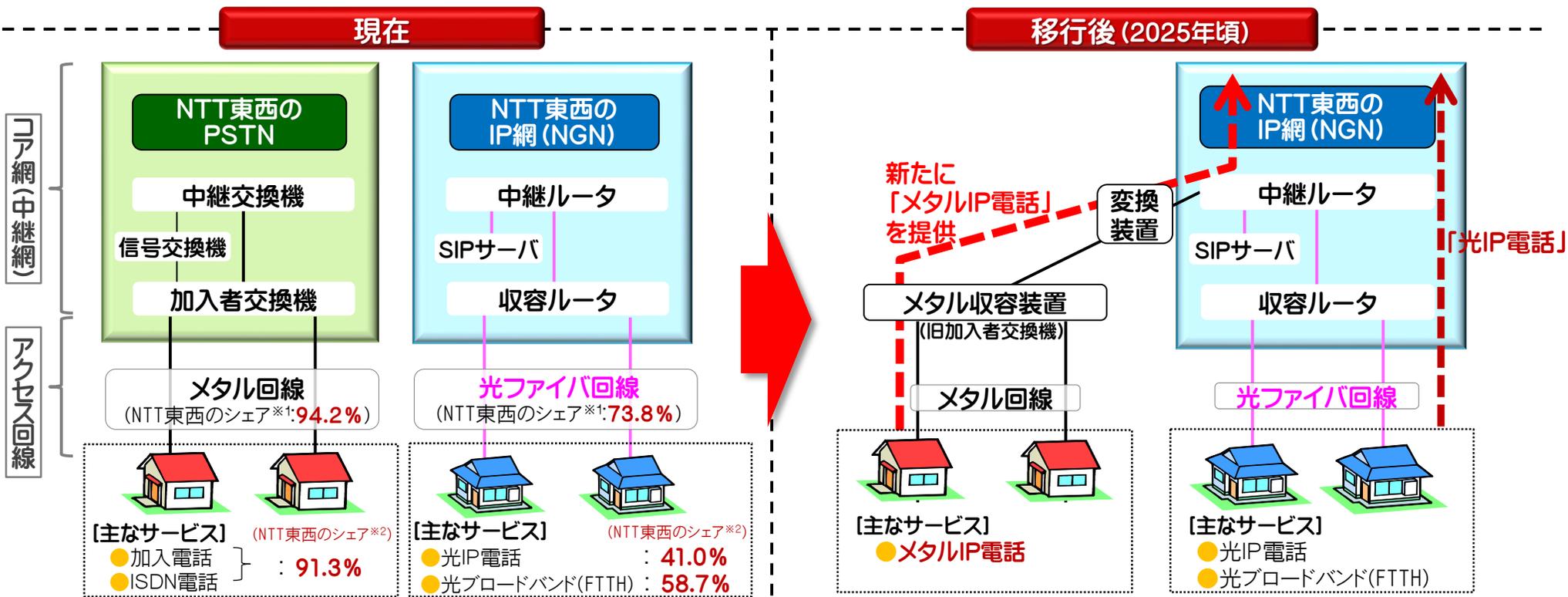


# PSTNマイグレーションに関連する制度整備等の状況について

---

令和6年6月6日  
総務省  
総合通信基盤局

- NTTは、加入電話の契約数等が減少し、2025年頃に中継交換機等が維持限界を迎えることを踏まえ、2015年11月、PSTN<sup>※</sup>(公衆交換電話網)をIP網に移行する構想(下図)を発表。 ※ Public Switched Telephone Network
- 2016年2月、総務大臣から「固定電話網の円滑な移行の在り方」について情報通信審議会(電気通信事業政策部会)に諮問。2017年3月に一次答申、同年9月に二次答申を取りまとめ。
- 答申を踏まえ、総務省では、IP網移行に必要な制度整備を実施。NTT東日本・西日本及び関係事業者では、IP網移行に向けた準備・取組を実施。

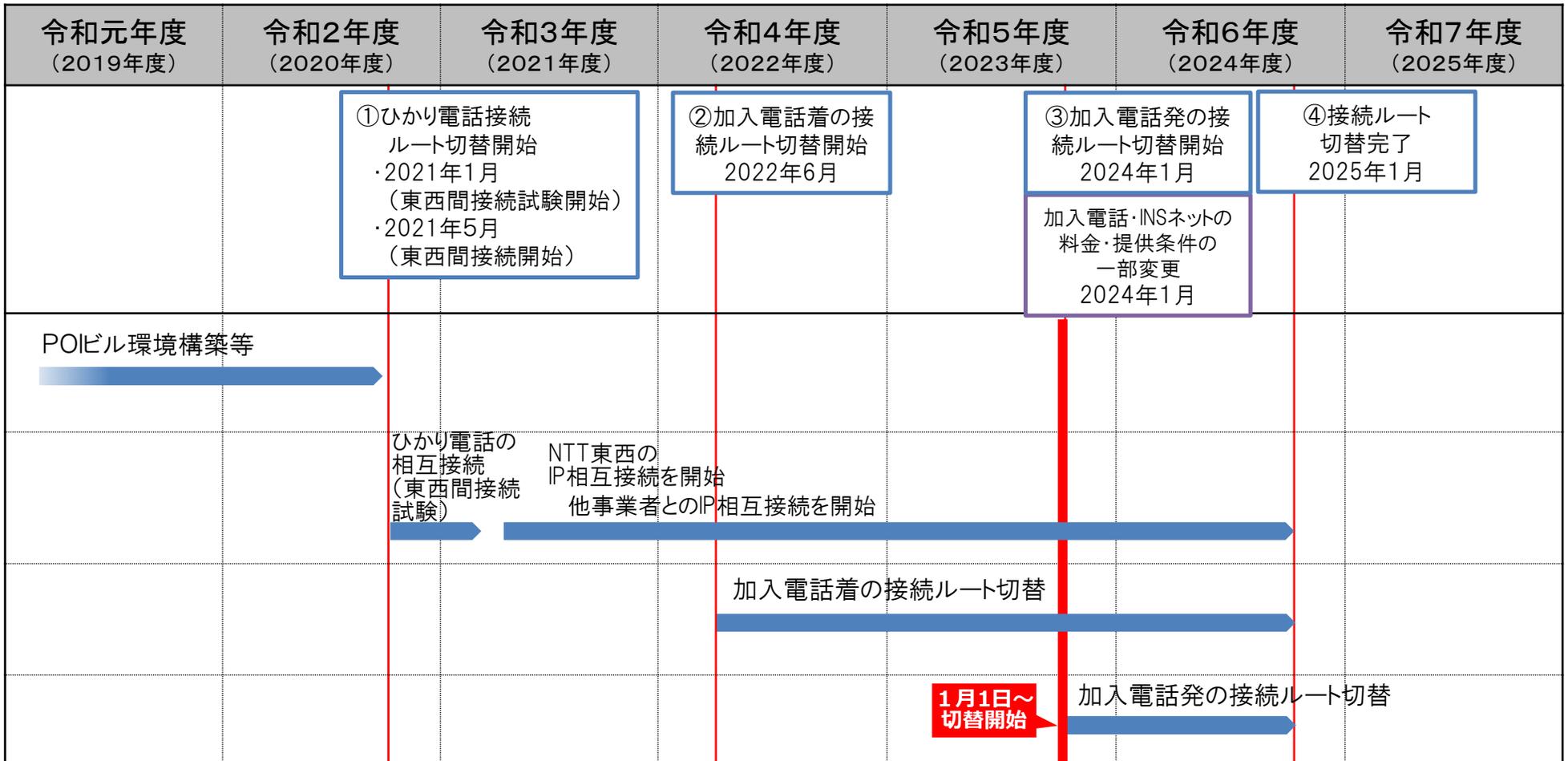


※1 2023年3月末時点  
[2023年8月23日 総務省HP(令和4年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況)より]

※2 2023年12月末時点  
[2024年3月22日 総務省HP(電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(令和5年度第3四半期(12月末)))を基に総務省が作成]

NTTは、「アクセス回線」については、「メタル回線」を維持し、加入者交換機を「メタル收容装置」として利用することを表明

- ① ひかり電話のIP相互接続は2021年1月よりNTT東日本・西日本間において接続試験を開始し、同年5月より接続を開始。他事業者とのIP相互接続についても順次開始している状況。
- ② 加入電話着は2022年度(2022年6月)から接続ルート切替を開始。
- ③ 加入電話発は2023年度(2024年1月)から接続ルート切替を開始。  
(2024年1月にNTT東日本・西日本の加入電話・INSネットの料金・提供条件の一部変更を実施済み(契約の移行は伴わない)。)
- ④ 2024年度(2025年1月)にIP網への接続ルート切替が完了する予定。



■ 「固定電話網の円滑な移行の在り方」(情報通信審議会)二次答申において、「二次答申取りまとめ以降も、委員会を定期的を開催することとし、一次答申及び本答申に基づく取組が適切かつ着実に実施されているかについて、NTTから定期的な報告を求め、必要に応じて事業者等からの意見聴取を行いつつ、フォローアップを実施することが適当である。」とされており、電話網移行円滑化委員会において、取組状況のフォローアップを実施。

◇ 一次答申(2017年3月28日 情報通信審議会)の主なポイント

**主に利用者対応** (予見可能性、安心、良質・低廉かつ多様なサービスを自由に選択可能な環境を確保)

- IP網への移行の意義
- 固定電話サービスの信頼性・品質、提供エリア、料金水準の確保
- 移行に伴い終了するサービス等に関する利用者利益の保護

**主に事業者対応** (公正な競争環境、予見可能性、良質・低廉かつ多様なサービスを自由に提供可能な環境を確保)

- NGNの接続ルールの整備
- IP網への移行に伴う電話の競争ルールの見直し
- アクセス回線におけるサービスの競争環境整備

◇ 二次答申(2017年9月27日 情報通信審議会)の主なポイント

**最終形に向けた円滑な移行の在り方**

(IP網への円滑な移行を実施するための移行工程・スケジュール及び当該移行に伴い求められる利用者対応に関する対応の方向性・留意点や個別課題に関する具体的方向性等の取りまとめ。)

- 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等
- IP網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方
- IP網への移行に対応した緊急通報の確保
- 技術の進展を踏まえたユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保
- IP網への移行に関する諸課題への対応

◇ 総務省では、固定電話網のIP網への移行に向けて制度整備等を実施。

- ・IP網への移行を踏まえた接続制度の整備
- ・IP網への移行過程における音声接続料(加入電話・メタルIP電話・光IP電話)の規定整備
- ・固定電話網のIP網への移行に必要な技術基準の整備(メタルIP電話用設備の品質・信頼性確保等)
- ・電気通信番号に関する制度整備(双方向番号ポータビリティ等IP網への移行に関する条件の追加等)
- ・IP網への移行を踏まえた基礎的電気通信役務制度の整備
- ・IP網への移行を踏まえた特定電気通信役務制度の整備

項目	内容	時期	参考
<b>固定電話網のIP網への設備移行</b>			
電気通信事業法改正	IP網への移行を踏まえた第一種指定電気通信設備制度の整備 等	2023.6.16 施行	P6～9
第一種指定電気通信設備に係る省令等の一部改正	IP接続で新たに利用することになる設備の第一種指定電気通信設備の指定 等	2021.4.1 施行	P10,11,12
	IP網への移行期間中における長期増分費用方式に基づく接続料算定に係る規定の整備 等	2022.4.1 施行	P13,14
	固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し 等	2023.12.27 /2024.3.1 施行	P15,16
接続約款認可	NGNに係る接続料の改定(IP網移行期間における光IP電話接続機能等) 等	2021.6.2 認可	P10,11,12
	長期増分費用方式に基づく令和4年度・令和5年度・令和6年度の接続料等の改定(加入電話・メタルIP電話接続機能等)	2022.5.27 2023.5.26 認可 2024.3.21	P13,14
事業用電気通信設備規則等の一部改正	メタルIP電話に係る規定(定義、基本機能、品質等)の整備	2018.11.13 施行	P17
活用業務届出	NTT東西の業務区域外に設置するPOIを用いたひかり電話の提供	2021.4.12 届出	—
	NTT東西のIP網への移行後の県間IP電話サービスの役務提供等	2023.12.1 届出	—
<b>「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に関する事項</b>			
電気通信番号計画の制定	「電気通信番号の使用に関する条件」として、PSTNのIP網への移行等を踏まえた条件を追加・固定電話番号において双方向での番号ポータビリティが可能であること(2025年1月末日までに) 等	2019.5.22 施行	P18
<b>基礎的電気通信役務に関する事項</b>			
電気通信事業法施行規則等の一部改正	IP網への移行により全国一律料金となり、加入電話及び第一種公衆電話の離島特例通信をユニバーサルサービスの範囲から除外	2024.1.1 施行	P19
電気通信事業法施行規則等の一部改正	IP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額を第8次PSTN-LRICモデルと第9次P-LRICモデルの加重平均値により算定	2023.8.28 施行	P19,20
<b>特定電気通信役務に関する事項</b>			
電気通信事業法施行規則の一部改正等	IP網への移行による国際通話の提供開始に伴い、国際通話を対象外とするようプライスキャップ規制の対象を整備	2024.1.1 施行	P19

## 参考

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

## ①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

## ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

## ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者にも広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。

- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から**各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す**。

○ **第一種指定電気通信設備制度** (加入者回線を相当な規模で設置する電気通信事業者に接続約款の作成・認可・公表等を義務づける規律)について、固定電話網のIP網移行等を踏まえ、

加入者回線の占有率を算定する範囲を見直す。

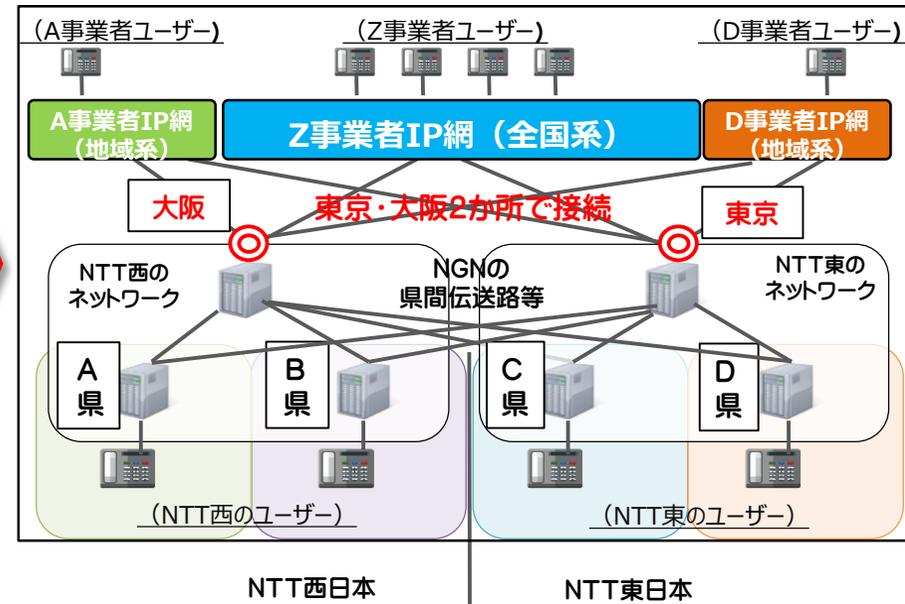
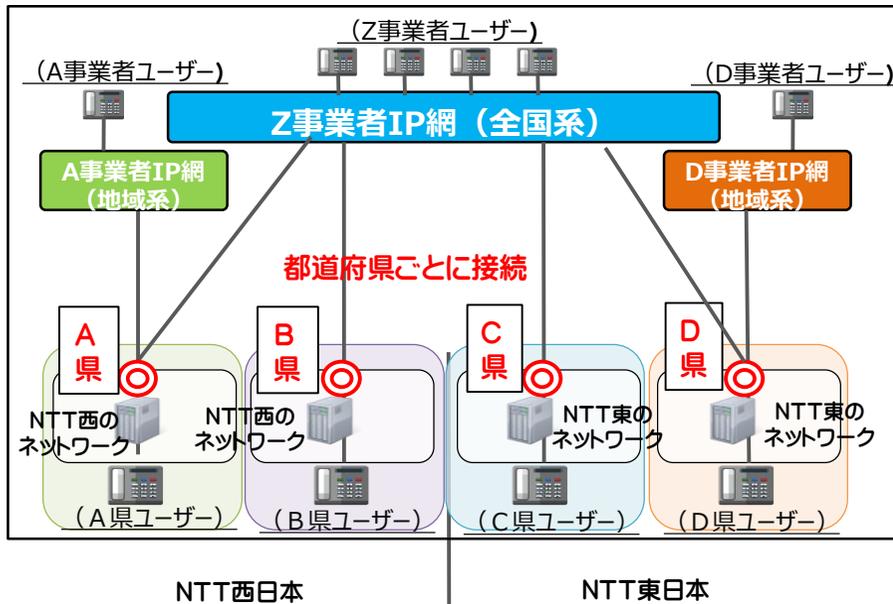
(現行)都道府県 → (改正後)各事業者が加入者回線を設置する区域(例えばNTT東日本は東日本、NTT西日本は西日本)

※ このほか、NTT東日本が大阪に、NTT西日本が東京に新たに設置する設備についても、他の電気通信事業者が不可避免的に利用することを踏まえ、指定可能とする。

IP網移行前(従来～現在)

IP網移行後(令和7年1月～)

ネットワーク構成の変化  
(音声接続)

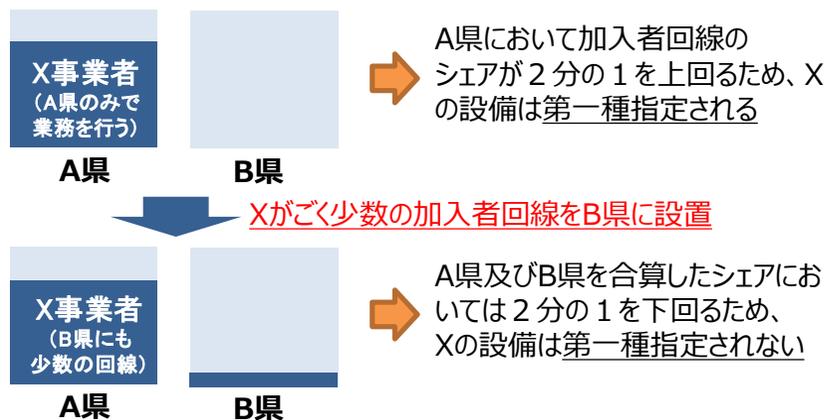


- 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正法」という。）における第一種指定電気通信設備制度の見直しを踏まえて、①加入者回線の占有率の算定方法及び②指定の対象となる電気通信設備の範囲等の規定を整備する。
- 上記②及び「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」（令和3年9月1日情報通信審議会電気通信事業政策部会。以下「最終答申」という。）を踏まえて、他の電気通信事業者が不可欠的に利用する設備である県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に用いるもの）及びゲートウェイルータ（IP音声接続に用いるもの）について、③新たに第一種指定電気通信設備に加えるとともに、④接続料の算定方法に関する規定を整備する。

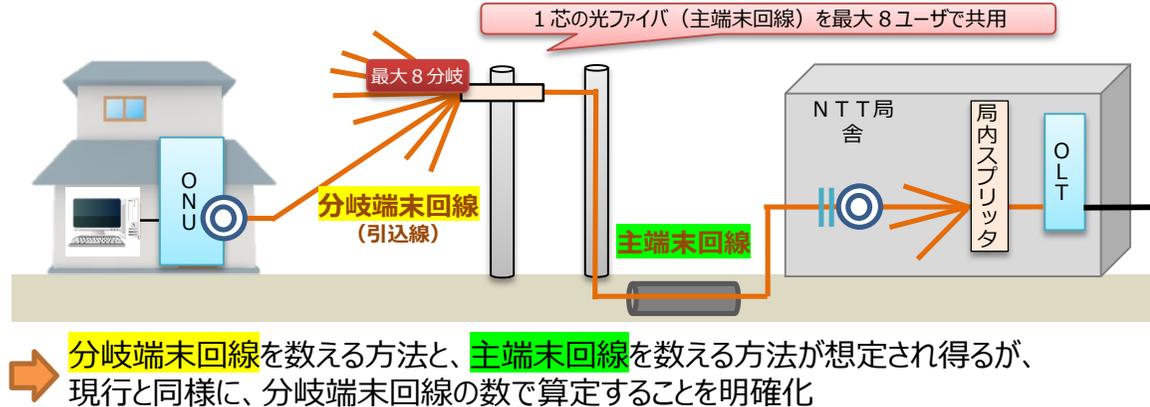
## ① 加入者回線の占有率の算定方法に係る規定整備【施行規則第23条の2第2項（新設）】

- 設置する加入者回線について、第一種指定電気通信設備として指定されることを免れることを目的に、通常の業務区域外の都道府県にごく少数の加入者回線を設置する等の潜脱を防止し、適切な算定を行うため、ある都道府県における加入者回線の設置割合が一定の割合（百分の一）未満である場合は、当該都道府県には加入者回線を設置していないものとみなす（業務区域に加えない）。【第一号】
- 加入者回線の数について、シェアドアクセス方式で設置される加入者回線については、①局舎の電気通信設備に接続される主端末回線を数える方式と、②利用者の電気通信設備に接続される分岐端末回線を数える方式の2方式が想定され得るところ、現行と同様に後者で算定することを明確にするため、利用者側の電気通信設備に接続される回線の数を算定する旨を規定。【第二号】

### ●本規定（第一号）の想定する潜脱（例）



### ●シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法（第二号）



## ② 指定の対象となる電気通信設備の範囲に係る規定整備【施行規則第23条の2第4項】

- 第一種指定交換等設備について、これまで単位指定区域（都道府県）内の通信を行うものに限り指定可能としていたところ、東京及び大阪に設置されるIP音声接続用のゲートウェイルータ及び県間通信に係る中継ルータを指定するため、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除。【第一号ロ】
- 第一種指定伝送路設備について、新たに県間通信に係る伝送路設備（第一種指定県間伝送路設備）を追加。【第二号ハ（新設）】

## ③ 第一種指定電気通信設備の指定【指定告示（※）】

- 県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。）を新たに指定。【第三号ロ、第五号】
- NTT西日本が東京都に、NTT東日本が大阪府に設置するIP音声接続に係るゲートウェイルータを新たに指定。【第三号ハ】

## ④ 新たに指定される第一種指定電気通信設備に係る機能の接続料の算定【第一種指定電気通信設備接続料規則】

- 県間通信用設備に係る新たな法定機能として、「一般県間中継系ルータ交換伝送機能」を追加。【第4条表六の二】
- 新たな法定機能において、他の電気通信事業者が設置する設備（他社設備）を利用して提供される場合があることを踏まえて、他社設備に係る費用についても接続料に加えるものとする。【第9条】
- 新たな法定機能に係る接続料について、回線容量（データ伝送の場合）又は通信量（音声伝送の場合）を単位として設定することを原則とする。【第18条の2第2項】

### 最終答申 第3章 IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方（概要・関係部分抜粋）

- 「PPPoE接続」以外の「IP音声接続」、「IPoE接続」の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適切である。
- 県間通信用設備について規律する場合には、他社設備も含めて一体的に規律することが適切である。この際、自己設置の設備と他社設備利用に係るコストを一体的に接続料原価に算入（例えば、通信設備使用料等）して接続料を設定することが適切である。
- IP網移行後の音声通信について、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ（IP音声用）を今後第一種指定電気通信設備として指定が可能となるよう、所要の制度対応を行うべきである。

- NTT東日本・西日本は令和3年1月から、PSTNからIP網への移行を開始し、令和7年1月までに移行を完了させる予定。
- IP網への移行過程における光IP電話の音声接続料の規定整備等について、情報通信審議会や接続料の算定等に関する研究会における検討結果を踏まえ、施行規則、接続料規則、会計規則、指定告示の改正を実施。
- その他、現在の設備の状況に応じ、所要の規定を整備。

## 1. IP接続に必要となる設備の接続機能等

### (1) IP接続で新たに利用することになる設備の指定

- ・ 「ゲートウェイルータ(IP音声用)」、「セッションボーダコントローラ(SBC)」、「ENUMサーバ」、「DNSサーバ」を第一種指定電気通信設備に指定 **【指定告示の改正】**
- ・ 新設備の指定に伴う接続会計規則の様式改正等 **【会計規則の改正】**

### (2) 設備単位での接続機能の設定

- ・ 上記設備について、設備単位で接続機能を設定 **【接続料規則の改正】**

### (3) 「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」の規定整備

- ・ 県間通信用設備(IP音声県間接続)及び中間配線架(パッチパネル)について、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ **【施行規則の改正】**

## 2. IP網への移行過程における接続料算定

### (4) 移行過程の公平な接続料算定方法

- ・ 接続ルート切替前後の公平性を担保する観点から、接続ルート切替前後で単一の接続料を設定 **【改正省令附則に規定】**
- ・ 県間通信用設備(IP音声県間接続)に係る金額についても、ルート切替前後に関わらず、全接続事業者で公平に負担 **【改正省令附則に規定】**

## 3. その他

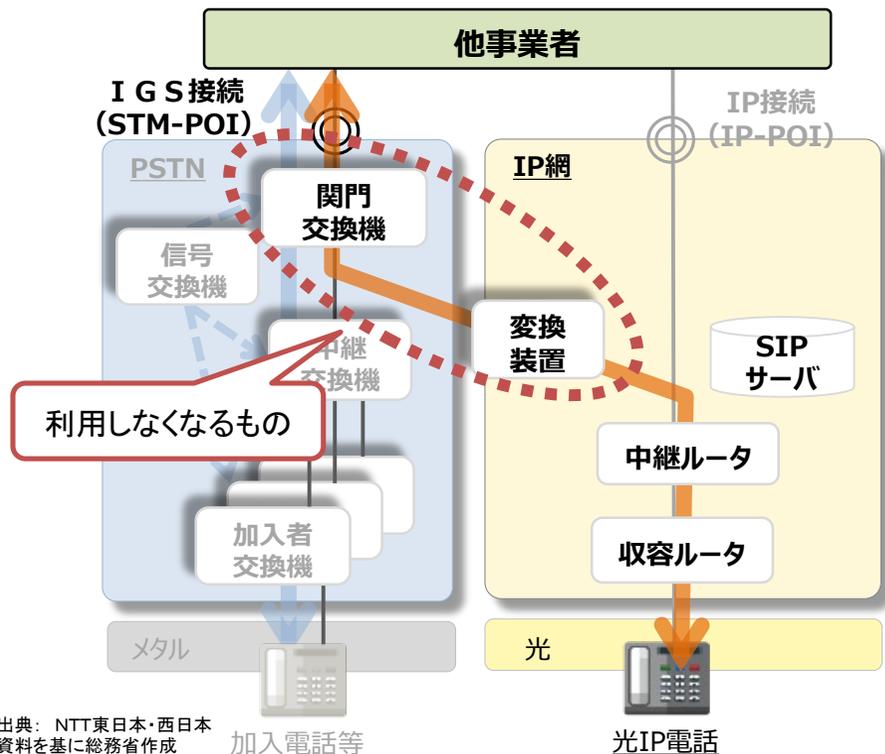
### (5) その他所要の規定を整備

- ・ 県間通信用設備(優先パケット県間接続)について、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ **【施行規則の改正】**
- ・ 現在の設備の状況に応じた法定機能等の定義の修正(収容ルータの機能整理等) **【接続料規則の改正】**

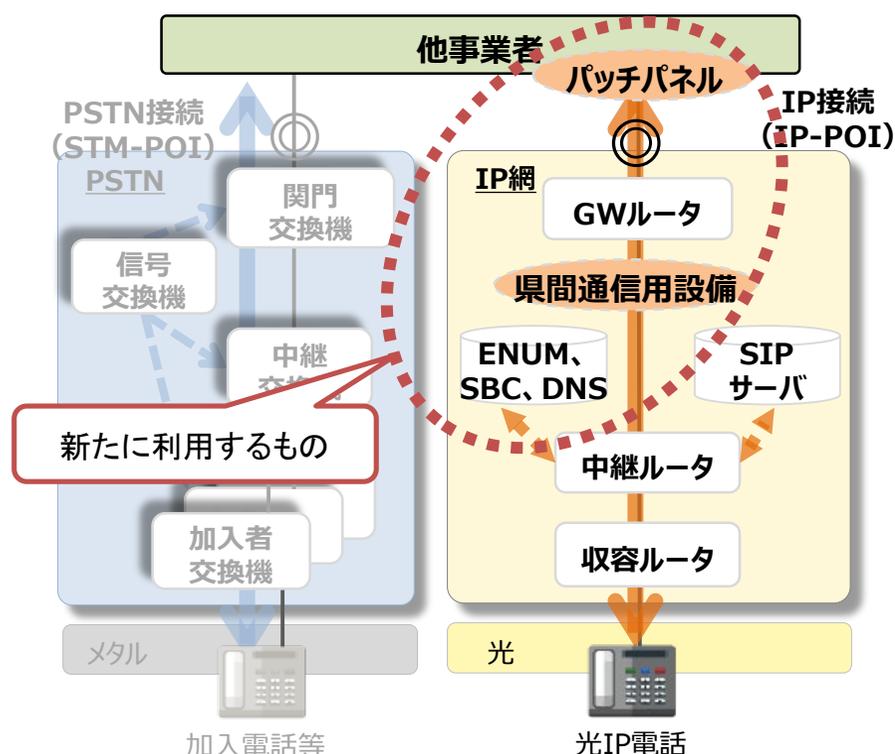
- 移行過程における光IP電話は、IGS接続(現在)、IP接続(接続ルート切替後)(※)の2つの接続形態が併存。
- 接続事業者の接続ルート切替前後の公平性担保の観点から、2つの接続形態について単一の接続料を設定する。
- IP接続において新たに利用することになる設備のうち必要なもの(ゲートウェイルータ、セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、DNSサーバ)を指定するとともに、透明性を確保する観点から、現行と同様に接続機能を設備単位で設定する。
- 指定設備である県内設備と一体的に利用される県間通信用設備(IP音声県間接続)及び中間配線架(パッチパネル)については、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ、接続料に準じた負担及び条件等での利用を可能とし、その上で県内設備の利用の際に不可避免的に利用される県間通信用設備(IP音声県間接続)に係る金額については、接続ルート切替前後で単一の接続料を設定するという考えと合わせて公平負担を図る。

※このほか、現在、NTT東日本・西日本の光IP電話間においてのみ、IP接続(中継局接続)を実施

■ I G S 接続 (接続ルート切替前)



■ I P 接続 (接続ルート切替後)



- IP網への移行に向け、**光IP電話接続機能の接続料を新たに設定**。令和2年度の光IP電話との接続に用いられているIGS接続機能と比べると、**金額は微増**。1つの接続形態から、2つの接続形態が併存する形になるため、需要に対して設備(費用)が増加すると考えられ、接続料の大幅な上昇が想定されたが、**設備の集約、保守業務等の内部効率化等のコスト削減の影響により、上昇幅が抑えられている**。
- その他の接続料水準について、法定機能を組み合わせて算出されている適用接続料の形態(いわゆる「縦串」)で令和2年度適用額と比べると、**設備の集約、保守業務等の内部効率化等のコスト削減の影響により、東日本の一般収容ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するもの。以下「優先パケット識別機能」という。)**を除く各形態において、**金額が低減**。
- **東日本の優先パケット識別機能が令和2年度の適用額と比べて上昇している理由は、収容ルータの投資増により、高速制御部の一部のコストが増加した**ことによるもの。

## ■ 法定機能の組合せ

組合せ適用対象の法定機能

### 一般収容局ルータ接続 ルーティング伝送機能 (収容局接続)

端末系ルータ交換機能(SNIルータ(IP電話)以外)、一般収容ルータ優先パケット識別機能(注)、閉門系ルータ交換機能(網終端装置(ISP))、一般中継系ルータ交換伝送機能(ベストエフォートクラス)  
注: SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するもの以外

### 光IP電話接続機能※1

端末系ルータ交換機能(SNIルータ(IP電話))、一般収容ルータ優先パケット識別機能(SIPサーバを用いて制御するもの)、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能、SIP信号変換機能、番号管理機能、ドメイン名管理機能、一般中継系ルータ交換伝送機能(最優先クラス・高優先クラス)、閉門系ルータ交換機能(ゲートウェイルータ(東西間接続)、ゲートウェイルータ(光IP音声接続))

※1 中継交換機能、IP通信網県間区間伝送機能を含む。

## ■ 令和2年度接続料との比較

		NTT東日本		NTT西日本	
		令和3～6年度申請接続料	令和2年度接続料	令和3～6年度申請接続料	令和2年度接続料
収容局接続 (NTT東日本・西日本のみ)	1装置ごと・月額	95.4万円 (▲10.4%)	106.4万円	100.6万円 (▲27.1%)	138.1万円
	光IP電話接続機能※2	3分当たり	1.37円 (+4.7%)	1.31円	1.46円 (+11.6%)
一般収容ルータ 優先パケット識別機能 (優先クラスを識別するもの)	1契約ごと・月額	2.43円 (+5.2%)	2.31円	2.27円 (▲7.3%)	2.45円
一般中継系ルータ 交換伝送機能 (優先クラス)	1Mbitごと・月額	0.000058437円 (▲46.6%)	0.00010953円	0.000083919円 (▲55.8%)	0.00018965円
	(参考)200kbpsで3分間 音声通信した場合	0.0021円	0.0039円	0.0030円	0.0068円

※2 令和2年度接続料は、閉門交換機接続ルーティング伝送機能(中継交換機能(3分当たり0.20円)を含む)の接続料(3分当たり)を記載。

令和3～6年度申請接続料は、光IP電話接続機能の接続料に中継交換機能(3分当たり0.17円)とIP通信網県間区間伝送機能(3分当たり東日本:0.0048円、西日本:0.0044円)を加算したもの。中継交換機能は、LRIC方式で算定される令和3年度の中継交換機能の接続料にLRICの予測需要(令和3年度)のうち光IP電話相当を乗じ、将来原価方式の予測需要(令和3年度～令和6年度)のうち令和3年度相当の需要で除したもの。

- NTT東日本・西日本が設置する第一種指定電気通信設備の機能のうち加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料の算定には、長期増分費用方式を適用している。
- IP網への移行期間中における長期増分費用方式に基づく接続料算定等について、長期増分費用モデル研究会や情報通信審議会における検討結果を踏まえ、所要の規定を整備した(令和4年3月1日公布)。

### ■ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の一部改正

- ① IP網への移行に伴う機能や接続料算定方法に係る規定の追加等
  - ・ IP網への移行に伴い設置される電気通信設備に係る機能を追加。
  - ・ IP網への移行後の網構成を反映した第9次IP-LRICモデルによる接続料の算定方法等を新たに規定。
  - ・ トランクポート等の機能に係る接続料の設定単位を見直すため、所要の規定を整備。
  - ・ IP網への移行後のメタルIP電話に係る通信量等の記録方法を規定。
- ② IP網への移行期間中の接続料算定方法
  - ・ 接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話発着信に係る機能を単一の法定機能として規定。
  - ・ 当該法定機能の接続料の算定方法を規定。
- ③ 接続料算定に用いる入力値の扱い
  - ・ 令和4年度の接続料算定に用いる入力値を規定。

### ■ 接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)の一部改正

- ④ NTSコストの扱い
  - ・ 令和4年度以降も、引き続き、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路コストの全額を接続料原価に算入するため、所要の規定を整備。
- ⑤ 接続料算定に用いる通信量の扱い
  - ・ 令和4年度以降も、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを接続料算定に用いる入力値とするため、所要の規定を整備。
- ⑥ 東西均一接続料の扱い
  - ・ 令和4年度以降も、引き続き、NTT東日本・西日本の接続料を均一とするため、所要の規定を整備。

### ■ 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令(平成15年総務省令第119号)の一部改正

- ⑥ 東西均一接続料の扱い
  - ・ 令和4年度以降も、引き続き、NTT東日本からNTT西日本に対して金銭の交付を行うこととするため、所要の規定を整備。

**長期増分費用(LRIC)方式により算定した接続料**

加入電話・メタルIP電話接続機能

**令和4年度**

8.49円／3分

**令和5年度**

8.33円／3分

**令和6年度**

9.11円／3分

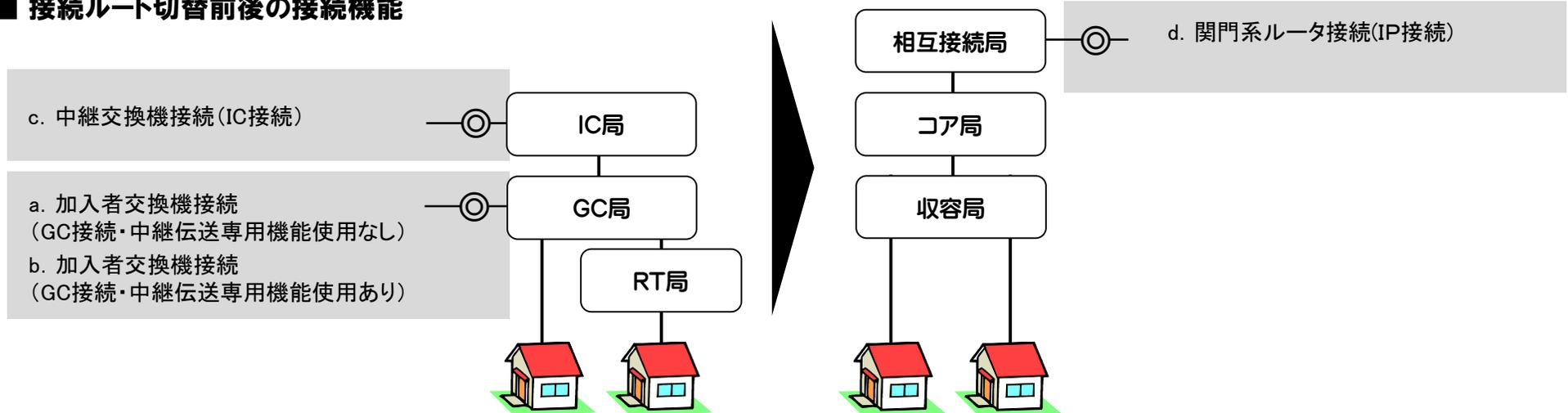
**LRICモデルの適用方法**

- IP網への移行期間中(加入電話・メタルIP電話においては令和4年4月から令和6年12月まで)の接続料算定においては、IP網への移行に伴う接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話発着信に係る負担を単一化するため、接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話発着信に係る接続機能※1を、単一の法定機能(加入電話・メタルIP電話接続機能)として新たに規定した。  
 ※1 接続ルート切替前の加入電話発着信に係る a.加入者交換機接続(中継伝送専用機能使用なし)、b.加入者交換機接続(中継伝送専用機能使用あり)及びc.中継交換機接続 並びに接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る d.関門系ルータ接続 の4つの接続形態について、負担額を単一化する(下図参照)。
- 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額と接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額を、IP網へのトラヒックの移行割合※2により加重平均して算定する。  
 ※2 IP網へのトラヒックの移行割合: 令和4年度 9% 令和5年度 34% 令和6年4月から同年12月 77%
- 接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額の算定には第8次PSTN-LRICモデルを、接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額の算定には、第9次IP-LRICモデルを適用する。
- なお、接続ルート切替前後に特有の機能については、それぞれ、第8次PSTN-LRICモデル及び第9次IP-LRICモデルを適用して接続料を算定する。

**接続ルート切替前後の接続機能**

【第8次PSTN-LRICモデル】

【第9次IP-LRICモデル】



## ① 優先接続機能(マイライン)の廃止

- マイラインはNTT東日本・西日本の加入電話の利用者が、事前に登録することで事業者識別番号をダイヤルしなくても「市内」「市外」「県外」「国際」の区分ごとに中継事業者を選択できるサービス(平成13年に導入)。
- 情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年3月28日一次答申、9月27日二次答申)の考え方を踏まえ、固定電話網のIP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本加入電話発の接続ルート切替(令和6年1月)時に、マイラインは廃止された(※1)。
- マイラインを実現するための機能として、一種接続料規則において「優先接続機能」が設定されていたところ、マイライン廃止後の令和6年3月に、当該機能を法定機能(※2)から削除した。

(※1) 二次答申においては、これまでマイラインにより担保されてきた電気通信事業者間での通話に用いる電話番号の桁数の同等性の確保は、IP網への移行後は、NGNの優先パケット識別機能等を用いたサービス提供において番号ポータビリティを行うことで可能となると整理されている。

(※2) 第一種指定電気通信設備制度においては、総務省令で定める機能(法定機能)の単位で接続料を設定することとされている。法定機能は、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。

### 【一種接続料規則】

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第4条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備	
(略)			
二 端 末 系 交 換 機 能	(略)	第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。)	
	優先 接続 機能		電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能
	(略)		
(略)			

### 規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の加入者交換機等における端末系交換機能のうち「**優先接続機能**」を**法定機能から削除**し、当該機能に係る接続料の設定義務を解除。

(※3) 当該機能は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第16条に基づく東西均一接続料の対象とされてきたところ、東西均一接続料関係省令において所要の措置を講じる。

- ✓ 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令(平成15年総務省令第119号)第3条
- ✓ 接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)附則第15項

(※4) 削除に伴い、当該機能に係る接続料の設定方法に関する規定を削除(一種接続料規則第15条の一部改正)。

## ② 利用のない機能の廃止

- 令和5年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更(令和5年1月20日諮問、3月24日答申・認可)において、固定電話網のIP網への移行等やメタルサービスの需要縮小等の固定通信分野における状況変化等に起因し、長期間にわたって接続事業者の利用がない状態にあり、将来的な利用意向がないことも確認された機能(NTT東日本・西日本の利用部門のみが利用する機能を含む。)について、3条許可を受けて接続料を設定しない取扱い等を行った。

(※1)当該変更に際して情報通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集及び再意見募集では、当該取扱いに係る関係事業者等の意見はなかった。

- これら機能について省令上法定機能から削除し、これに伴い不要となった標準的な接続箇所及び接続会計の費用区分を削除した。また、何ら法定機能が設定されないこととなるNTT東日本・西日本の「地域IP網」の交換等設備を第一種指定電気通信設備の範囲から除外した。

### <廃止した機能>

名称	機能の概要	利用イメージ	利用状況
特別帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパのサブアンバンドル(FTTR))	FTTR方式(局舎からき線点付近(上部区間)は光ファイバ、き線点付近から利用者宅まで(下部区間)はメタル回線を用いる方式)によるインターネットサービスの提供のため、 <u>下部回線</u> に用いるメタル回線のみを利用する接続機能 ※接続料規則改正(平成22年1月8日)によりアンバンドル		<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続事業者による利用は平成23年度末まで。</li> <li>・利用部門の利用なし。</li> </ul>
折返し通信路設定機能(ISM折返し)	ISDNを用いたインターネットサービスの提供のため、局舎に設置された <u>ISM交換機</u> において、データ通信に用いる回線(折返し接続回線)を識別して通信路を設定する接続機能 ※接続料規則制定(平成12年11月16日)によりアンバンドル		<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続事業者による利用は平成26年9月まで。</li> <li>・利用部門の利用あり。</li> </ul>
特別收容ルーティング伝送機能(地域IP網の收容局接続)	NTT東日本・西日本のフレッツADSL・ISDNの提供に用いられる <u>地域IP網</u> について、收容局の接続用装置(RAS)経由で利用する接続機能 ※接続料規則改正(平成13年4月6日)によりアンバンドル ※地域IP網の中継局接続機能については、平成25年5月接続料改定によりアンバンドル機能から削除。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンバンドル以降現在まで、接続事業者による利用はなし。</li> <li>・利用部門の利用あり。</li> </ul>

① **メタルIP電話用設備に関する技術基準に係る規定の整備**

メタルIP電話用設備に現行のアナログ電話用設備に関する損壊・故障対策等の規定を適用することに加え、以下の規定を追加。

- ・メタルIP電話用設備の基本機能としてファクシミリの送受信に係る規定を追加。
- ・メタルIP電話用設備の総合品質に係る規定を追加。
- ・メタルIP電話用設備のネットワーク品質に係る規定を追加。
- ・メタルIP電話用設備の安定品質に係る規定を追加。

② 「電話を繋ぐ機能」を担う設備の安全・信頼性対策に係る規定の整備

- ・電話を繋ぐ機能を担う設備の複数地域への分散設置に係る義務規定を追加。
- ・一方の電話を繋ぐ機能を担う設備の機能停止時における他の設備への切り替えに係る義務規定を追加。
- ・一方の電話を繋ぐ機能を担う設備の機能停止時に通常時のトラヒックを他の設備のみで処理できるだけの設備容量の確保に係る努力義務規定を追加。
- ・電力の供給が長時間に渡り停止する場合を考慮した停電対策に係る努力義務規定を追加。

③ **緊急機関からメタルIP電話へのコールバックに関する「5機能」に係る規定の整備**

電気通信事業者が具備すべき5機能(1XY通知、着信転送解除機能、着信拒否解除機能、第三者発着信制限機能、災害時優先接続機能)に係る規定を追加。

# 電気通信番号計画の制定

- 「電気通信番号の使用に関する条件」として、従来から電気通信番号を指定する際に求めている事項に加え、PSTNのIP網への移行等を踏まえた条件を追加

※電気通信事業者は、新たに追加した条件も含めて、条件の確保に関する事項を電気通信番号使用計画に記載する必要。  
総務大臣は、当該条件が確保される見込みであること確認した上で、電気通信番号使用計画を認定。

## 追加した主な条件

### ● PSTNのIP網への移行に関する条件

※「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月情報通信審議会答申等)を踏まえた規定

- ✓ 固定電話番号において**双方向での番号ポータビリティ**が可能であること（2025年1月末日までに）
- ✓ 固定電話番号・携帯電話番号において**IP-IP接続に対応した網間信号接続**を実施すること

※その他電気通信番号については、今後、必要に応じて条件を検討

- ✓ IP-IP接続に対応した網間信号接続を行う場合は、**E-NUM方式**によること。

### ● 光卸売サービス事業者の事業者変更に関する条件

※「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」報告書を踏まえた規定

- ✓ 固定電話番号において**事業者変更時の番号ポータビリティ**が可能であること

### ● 固定電話番号を使用する電話転送役務に関する条件

※「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」(平成30年9月情報通信審議会答申)を踏まえた規定

- 令和6年4月期 情報通信審議会へ諮問

## 条件の規定例（固定電話番号における例）

第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 **利用者が緊急通報を行うことが可能であること。**[略]
- 2 **電話転送役務**[略]を提供する場合[略]

第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。

- 1 令和7年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供[略]を受ける電気通信事業者を含む。2において「**固定電話番号使用事業者**」という。）の**相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずること。**
- 2 1の規定によるもののほか、利用者[略]が、**F T T Hアクセスサービス**（[略] F T T Hアクセスサービスと一体的に I P電話[略]を提供するものに限る。[略]）の提供に関する契約の相手方を[略]変更する場合[略]においては、現に当該利用者が提供を受けている I P電話に係る**番号ポータビリティが可能であること。**[略]

第3 自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。

- 1 **固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること。**
- 2～4 [略]
- 5 次に掲げるいずれかの方法（(1)に掲げる方法は、令和7年1月末日までに限る。）により網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。
  - (1) 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網[略]を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法
  - (2) 全ての網間信号接続対象事業者と**インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（E N U M方式に限る。）**

6・7 [略]

第4 **電話転送役務**[略]を提供する者にあつては、次のとおりとする。[略]

## 基礎的電気通信役務の範囲変更

- ① ユニバーサルサービスの範囲の見直し(離島特例通信の扱い)【令和6年1月1日施行】
  - ✓ 加入電話と第一種公衆電話の離島特例通信をユニバーサルサービスの対象外とする。【施行規則第14条第1号ロ、第2号ロ】
  - ✓ 令和6年度認可分(令和5年度実績)の補填対象額算定は、加入電話と第一種公衆電話の離島特例通信に係る原価を含める。【附則(新設)】

## 基礎的電気通信役務の補填対象額算定方法変更

- ① 第一種公衆電話(市内通信)の補填額算定方法見直し【令和6年1月1日施行】
  - ✓ 第一種公衆電話の市内通信の定義を距離別料金を前提としないものに変更する。【施行規則第14条第2号イ】
  - ✓ 公衆電話の市内通信の補填対象額算定に当たっては、NTT東日本・西日本の料金設定分のトラヒックのみを対象とする。【算定規則第8条～第10条(削除)、別表第3(削除)】
- ② 長期増分費用(LRIC)方式によるIP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額算定方法【令和5年8月28日施行】
  - ✓ 第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルによる各補填額算定値の加重平均値をとり、これを補填額とする。加重平均の比率は、接続料算定時と同一の比率を適用。【令和2年総務省令第53号附則第2条】

※令和4, 5年度の基礎的電気通信役務の提供に係るものについて制度整備を実施。令和6年度分は、別途、令和7年1～3月における算定方法の審議を経て制度整備を実施予定

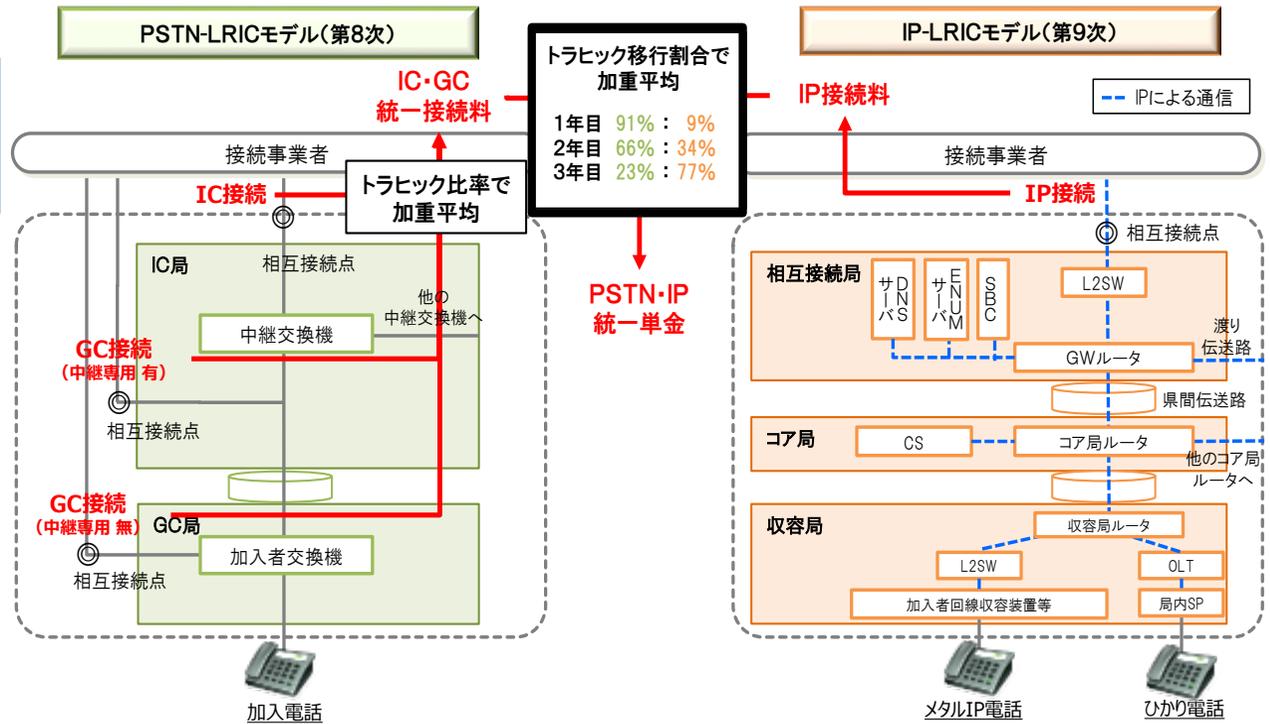
## 特定電気通信役務の範囲変更

- ①マイグレーション後に新たに提供するサービスの扱い【令和6年1月1日施行】
  - ✓ 「特定電気通信役務の範囲」として、「指定電気通信役務」の「音声伝送役務」から国際通話を対象外とする。【施行規則第19条の3】

## ■ 接続料の算定

第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせ使用。(令和3年9月 情報通信審議会答申)

※加重平均の比率については、上記答申において、「(前略)加重平均比率は、IP網への移行の計画的・段階的实施を反映して、実際に予定されている移行工程・スケジュールから予測される年度ごとのトラフィック移行割合に基づき、あらかじめ定めておくことが適当」とされており、トラフィック移行割合を予測して規定されたもの。



## ■ ユニバーサルサービス補填額の算定

接続料の算定との整合をとるため、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせ使用。(加重平均の比率も接続料の算定と同一)

